

参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年5月11日

国土交通省 近畿地方整備局 副局長 伊藤 博信

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、杭式栈橋上部工の維持管理技術の向上を目的として、点検技術及び点検診断結果と CIM データとの連携技術の確立を目指すものである。

近畿地方整備局管内の CIM 保有施設及び従来施設を検討対象として、設計・施工時の CIM データを保有する施設については点検技術により取得した現場写真に基づく点検診断結果を反映した維持管理技術の確立について検討し、 CIM データを保有しない従来施設については取得した点検診断結果から簡易的に CIM データを構築する維持管理技術の確立について検討する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

栈橋上部工点検作業の CIM 連携技術に関する検討業務

(2) 業務内容

「栈橋上部工点検作業の CIM 連携技術に関する検討業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和4年3月18日まで

3. 業務目的

本業務については、杭式栈橋上部工の維持管理技術の向上を目的として、点検技術及び点検診断結果と CIM データとの連携技術の確立を目指すものである。

近畿地方整備局管内の CIM 保有施設及び従来施設を検討対象として、設計・施工時の CIM データを保有する施設については点検技術により取得した現場写真に基づく点検診断結果を反映した維持管理技術の確立について検討し、 CIM データを保有しない従来施設については取得した点検診断結果から簡易的に CIM データを構築する維持管理技術の確立について検討することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当

しない者であること。

- ②近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥プロポーザル方式による技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 技術力に関する要件

ア点検診断結果の記録や劣化度判定が可能な情報システムを保有していること。

イ点検装置及び再現可能施設を利用して点検診断技術の構築・検証を行った豊富な実績を持ち高度な知見と技術力を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

ア 再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎
近畿地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 078-391-7576 FAX 078-325-8261

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年5月11日から令和3年5月31日まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年6月1日14時00分(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または 託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和3年7月6日14時00分

(4) 令和3・4年度国土交通省競争参加資格「建設コンサルタント等」のA等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者がプロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、プロポーザル方式による技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。